

横須賀市報

号外第1号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和5年第1号

監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年2月10日

横須賀市監査委員	川瀬	富士子
同	丸山	邦彦
同	加藤	眞道
同	石山	満

民生局福祉こども部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年8月24日から同年12月16日まで

3 監査の対象及び範囲

民生局福祉こども部の所管に属する令和4年4月1日から同年7月31日まで
に執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 収入に関する事務

出納員等領収印取扱規程によると、領収印を調製し、又は改刻しようとする場合は、会計管理者の承認を受け、会計管理者の領収印台帳の登記を

経なければならないとされている。また、領収印を使用しなくなったときは、廃棄するものとされ、領収印を廃棄する場合は、その領収印を添えて会計管理者に届け出なければならないとされている。令和2年度に実施したこども育成部の定期監査において、予算決算及び会計規則で定める様式と異なり、指摘事項としていた保育課の出納員領収印について、同規則の様式に則った領収印を調製したものの、出納員等領収印取扱規程に基づく廃棄手続及び領収印台帳の登記がされていなかった。また、令和4年度における組織改正等により使用しなくなった領収印の廃棄手続が行われていなかったため、同規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(子育て支援課)

(2) 支出に関する事務

ア 予算決算及び会計規則第54条第21号には、資金前渡をすることができる経費の一つとして、現金で支払う必要があると会計管理者が認めたものが定められており、同条同号に該当する場合には、予算執行何で会計管理者である会計課長に合議を行うなどの事務処理をすることとされている。福祉サービス総合保険補償加入にかかる保険料については、現金で支払う必要があるとして資金前渡による支出が行われていたが、予算執行何で会計課長合議の決裁欄は設けていたものの、決裁を受けていなかった。今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(障害福祉課)

イ 施設等利用費（私学助成幼稚園）の令和4年7月～9月分に係る概算払による支出において、一部の幼稚園から提出された申請書類の概算額に算出誤りがあったがそのまま受領していた。その後に行われた精算手続により最終的な支出金額に誤りはなかったものの、今後は適正な事務処理に改められたい。

(子育て支援課)

ウ 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日（休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に提出しなければならないとされているが、次の支出について、定期監査における現金の調査（令和4年10月28日及び31日）時点において休日を除く10日を超えて資金前渡の精算が行われていなかったため、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

所属名	件名	用務終了日
障害福祉課	ボランティア活動保険（障害福祉相談員）	令和4年4月1日
障害福祉課	福祉サービス総合保険補償加入にかかる保険料として 1186人×43円	令和4年4月1日
障害福祉課	福祉サービス総合保険補償加入にかかる保険料として（不足分）	令和4年4月1日
子育て支援課	口座照会手数料 20956	令和4年6月29日

（障害福祉課及び子育て支援課）

(3) 契約に関する事務

ア 横須賀市個人情報保護条例第13条によると、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならないとされている。「ひきこもり支援（アウトリーチ）業務委託」において、個人情報の取扱いを伴う業務を委託しているが、約款において「乙は、当該契約の履行にあたって個人情報（特定個人情報を含む）又は個人番号を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）並びに横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）を遵守しなければならない。」と定めるに留まり、個人情報取扱事務委託基準に基づく「個人情報の取扱いに関する特記事項」を契約書に添付しておらず、個人情報を保護するために必要な措置の水準としては不十分な状態となっていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（生活支援課）

イ 令和4年度生活保護受給世帯（中学生）学習支援業務委託に係る契約は業務委託請書により締結されている。支出金額に誤りはなかったものの、この請書に表記された委託代金額のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額の欄に誤って委託代金額と同額が記載されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（生活福祉課）

(4) 財産管理に関する事務

ア 予算決算及び会計規則によると、常時継続して資金前渡を受ける者は、資金前渡受払簿を備え、当該資金前渡の受払いを明らかにしておかなければならないと定められているが、常時継続して資金前渡を受けている有料道路通行料及び駐車場使用料について、資金前渡受払簿を備えてい

なかった。なお、本件については、前回（令和２年度）実施した福祉部（生活福祉課）の定期監査においても指摘事項としていた。今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

（生活福祉課）

イ 公有財産規則によると、部長等は公有財産台帳の副簿を備えておかなければならないとされている。公有財産の評価額の改定が令和３年度に行われていたが、所管する土地（鴨居保育園敷地）の公有財産台帳の副簿において、公有財産台帳価額改定通知書による価額改定（変更）の記載を行っていなかったため、公有財産規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（子育て支援課）

ウ 物品会計規則によると、物品出納員が交付した郵便切手等については、物品受払簿により受払いを明らかにし、物品受払簿には所属長確認の欄に署名又は押印をするものとされている。郵便切手等の管理において、保有枚数と物品受払簿の残数は一致していたものの、物品受払簿に所属長確認の署名又は押印がされていないものがあったため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

（地域福祉課、生活支援課及び子育て支援課）

上下水道局監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年8月24日から同年12月16日まで

3 監査の対象及び範囲

上下水道局の所管に属する令和4年4月1日から同年7月31日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

次に述べる指摘事項については適正な措置を講じ、意見については検討されたい。

- (1) 指摘事項

ア 予算の執行に関する事務

次の物品の購入に係る随意契約理由書において、随意契約とする場合の地方自治法施行令の適用条項が第167条の2第1項第1号該当（契約規則第21条第2号の規定による80万円を超えない額の物件供給契約）と記載されていたが、いずれも予算執行額が80万円を超えていたので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・ 下町浄化センター4号焼却炉用光コンバーター
契約日 令和4年5月26日 予算執行額 1,188,000円
- ・ 下町浄化センター処理水再利用施設用光コンバーター
契約日 令和4年7月8日 予算執行額 1,188,000円
- ・ 下町浄化センター焼却炉付帯設備用光コンバーター
契約日 令和4年7月26日 予算執行額 1,188,000円

（水再生課）

イ 契約に関する事務

（ア）上下水道局契約規程によりその例によるとされた契約規則によると、50万円以下の随意契約にあつては、契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができると規定されており、物件供給契約において見積書をもって請書等に代える場合には、契約の履行に必要な要件として納入期限の記載が必要となる。次の物品の購入に係る契約手続について、請書等に代えて見積書をもって事務処理を行っていたが、見積書に納入期限が記載されていなかったため、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・ 会議用テーブル（契約日 令和4年4月19日）
- ・ 安全長靴（半長靴）（契約日 令和4年7月19日）

（総務課）

（イ）上下水道局契約規程によりその例によるとされた契約規則によると、50万円以下の随意契約にあつては、契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができると規定されており、修繕請負契約において見積書をもって請書等に代える場合には、契約の履行に必要な要件として履行期限の記載が必要となる。上下水道局給水車ポンプ修繕一式に係る契約手続について、請書等に代えて見積書をもって事務処理を行っていたが、見積書に履行期限が記載されていなかったため、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（総務課）

ウ 財産管理に関する事務

令和4年度における公共下水道敷地使用期間更新許可申請書の提出を受け、公共下水道敷地使用許可を行った使用物件のうち上町ポンプ場敷地の使用許可を行った使用物件について、敷地内に所在を確認することができないもの（電柱1本）があったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（用地管理課）

(2) 意見

ア 指摘事項（財産管理に関する事務）に記載のとおり、令和4年度における公共下水道敷地使用期間更新許可申請書の提出を受け、公共下水道敷地使用許可を行った使用物件のうち上町ポンプ場敷地の使用許可を行った使用物件について、敷地内に所在を確認することができないものがあった。

上町ポンプ場については、令和3年7月31日付けで上町浄化センターが廃止となり、令和3年8月1日からポンプ場としての運用を開始し、令和4年3月31日付けで遊休資産の減損損失が計上されるなど、資産として一定の整理が行われた施設である。広範にわたる上下水道局所管土地における使用物件を一律に調査することは困難であるとしても、使用期間更新許可申請時における書面審査に加え、施設の大規模改修等をきっかけとして、敷地内における使用物件の状況を併せて確認することで、効率的かつ効果的な事務処理に資すると考えられるので、上下水道局所管土地に係る使用許可事務のあり方について検討されたい。

（用地管理課）

イ 上下水道局公印規程によると、「技術部水道管路課長」が管主者である「横須賀市上下水道事業管理者之印参」の使用区分は「技術部水道管路課、技術部水道施設課及び技術部浄水課の所管事務の一般公文書」と定められているが、その使用区分に定められていない「技術部下水道管渠課の所管事務の一般公文書」にも当該公印が使用されている状況がみられた。

この状況は、技術部下水道管渠課が市役所本庁舎から逸見総合管理センターに移転した以降に生じたものと考えられるが、上下水道局公印規程に定められた公印の使用区分と実際の使用状況を確認の上、公印の使用区分について検討されたい。

（総務課、水道管路課及び下水道管渠課）

財政援助団体等監査結果報告書 (横須賀市土地開発公社)

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年8月24日から同年12月16日まで

3 監査の対象及び範囲

- (1) 横須賀市（以下「市」という。）が出資する横須賀市土地開発公社（以下「公社」という。公社の概要等については別紙に記載）に係る令和3年度における出納その他の事務（必要に応じて令和4年度分を含む。）
- (2) 公社を所管する部局（財務部）の指導監督に係る事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 出納その他の事務が当該団体の設立目的等に沿い、関係法令等にとり適正に行われているか。
- (2) 出納その他の事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 出納その他の事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

(1) 経営状況

ア 経営成績

令和3年度における事業収益は3,780万円^(注)であり、これは土地造成事業収益である。

土地造成事業収益の内容は造成地賃貸収益である。

この結果、同額が事業総利益となっている。

また、販売費及び一般管理費は733万円で、主なものは、固定資産税など725万円となっている。

事業総利益から販売費及び一般管理費を減算した結果、事業利益は3,046万円となっている。

事業外収益は雑収益など1万円となっている。

事業外費用は2,438万円で、内訳は長期借入金の借入れ契約に伴う手数料1,386万円及び賃貸事業の用に供する土地の取得資金として借り入れた長期借入金に係る支払利息1,052万円となっている。

事業利益に事業外収益及び事業外費用を加減した結果、608万円の経常利益を計上し、特別利益及び特別損失がないことから、同額が当期純利益となっている。

イ 財政状態

令和3年度末における資産の総額は24億4,637万円で、内訳は流動資産5億8,540万円及び固定資産18億6,096万円となっている。流動資産の内訳は、公有用地5億1,304万円、現金及び預金7,236万円となっている。固定資産の主なものは賃貸事業の用に供する土地18億6,094万円となっている。

負債の総額は23億6,213万円で、内訳は流動負債433万円及び固定負債23億5,780万円となっている。流動負債の主なものは、賃貸事業の用に供する土地に係る賃貸料などの前受金428万円となっている。固定負債の内訳は、長期借入金23億2,000万円及び受入保証金3,780万円となっている。なお、長期借入金には市による債務保証が付されている。

資本の総額は8,423万円で、内訳は資本金1,000万円及び準備金7,423万円となっている。資本金は基本財産1,000万円である。準備金の内訳は、前期繰越準備金6,814万円及び当期純利益608万円となっている。

(注)文中で用いる金額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てている。

(2) 指摘事項

次に述べる事項について、適正な措置を講じられたい。

公社に係る出納その他の事務（出資団体）

ア 組合等登記令によると、公社の代表権を有する者の変更は2週間以内に登記をしなければならないと規定されているが、理事の変更について2週間以内に登記がされていないものがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

イ 個人情報保護規程によると、公社は、個人情報の収集に係る事務について、事務の名称、目的その他必要な事項を記載した個人情報収集事務登録票を備え、一般の閲覧に供するものとする規定されているが、同登録票を作成していなかったため、今後は、個人情報保護規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(3) 意見

次に述べる事項について、検討されたい。

公社に係る出納その他の事務（出資団体）

郵便切手受払簿に郵便切手の残数と郵便切手受払簿の残数を照合した結果の記録がないなど、郵便切手の管理は不十分であった。

郵便切手は換金性が高く、現金と同様に厳正な管理が求められるため、郵便切手の管理方法を明確にし、適正に管理する必要がある。郵便切手の管理にあたっては、郵便切手の取扱いを定めた条項を文書取扱基準等に追加することや郵便切手受払簿の様式に郵便切手の残数と受払簿の残数との照合欄及び上長の確認欄を設けるなどの対応を検討されたい。

(別紙)

1 会社の概要

設立年月日	昭和49年6月1日
所在地	横須賀市小川町11番地
設立目的	市の行政施策の遂行上必要な公共用地及び公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与すること
代表者	理事長 島内 太郎
役員数	理事長 1名 常務理事 1名 理事 4名 監事 1名 職員 6名
事業内容	<p>1 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。</p> <p>(1) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地</p> <p>(2) 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地</p> <p>(3) 公営企業の用に供する土地</p> <p>(4) 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地</p> <p>(5) 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地</p> <p>(6) 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために必要な土地</p> <p>2 住宅用地の造成事業、港湾整備事業（埋立事業に限る。）、地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業並びに造成地（公社がこの項の規定により造成した土地をいう。）について借地借家法（平成3年法律第90号）第2条第1号に規定する借地権（地上権を除き、同法第23条の規定の適用をうけるものに限る。）を設定し、当該造成地を業務施設（工場、事務所その他の業務施設をいう。）、福祉増進施設（教育施設、医療施設その他の住民の福祉の増進に直接寄与する施設をいう。）又は立地促進施設（業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。）の用に供するために賃貸する事業を行うこと。</p> <p>3 前記1及び2の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>4 前記1の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は前記2の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。</p>

	5 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得の斡旋、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。
市の出資額	10,000,000 円

2 会社の主な事業（令和3年度）

(1) 用地管理事業

佐原地区文教施設建設用地 10,000.31 m²を用地として管理した。

(2) 用地賃貸事業

馬堀海岸地区賃貸用地12,682.09m²を店舗用地として賃貸した。

(3) 土地保有状況（期末残高）

ア 公有用地

用地名	面積	金額
佐原地区文教施設建設用地	10,000.31 m ²	513,047,932 円

イ 賃貸用地

用地名	面積	金額
馬堀海岸地区賃貸用地	12,682.09 m ²	1,860,940,296 円

3 会社の財務諸表（令和3年度）

損益計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

（単位：円）

1 事業収益		
（1）土地造成事業収益	37,800,000	37,800,000
事業総利益		<u>37,800,000</u>
2 販売費及び一般管理費		
（1）販売費及び一般管理費	7,339,202	7,339,202
事業利益		<u>30,460,798</u>
3 事業外収益		
（1）受取利息	1,776	
（2）雑収益	8,880	10,656
4 事業外費用		
（1）支払利息	10,521,807	
（2）手数料	13,860,000	24,381,807
経常利益		<u>6,089,647</u>
当期純利益		<u>6,089,647</u>

貸借対照表

令和4年3月31日

(単位：円)

資産の部

1 流動資産		
(1) 現金及び預金	72,361,110	
(2) 公有用地	<u>513,047,932</u>	
流動資産合計		585,409,042
2 固定資産		
(1) 無形固定資産		
その他	23,040	
(2) 投資その他の資産		
賃貸事業の用に供する土地	<u>1,860,940,296</u>	
固定資産合計		<u>1,860,963,336</u>
資産合計		<u><u>2,446,372,378</u></u>

負債の部

1 流動負債		
(1) 未払金	50,000	
(2) 前受金	<u>4,285,483</u>	
流動負債合計		4,335,483
2 固定負債		
(1) 長期借入金	2,320,000,000	
(2) 受入保証金	<u>37,800,000</u>	
固定負債合計		<u>2,357,800,000</u>
負債合計		<u><u>2,362,135,483</u></u>

資本の部

1 資本金		
(1) 基本財産	<u>10,000,000</u>	
資本金合計		10,000,000
2 準備金		
(1) 前期繰越準備金	68,147,248	
(2) 当期純利益	<u>6,089,647</u>	
準備金合計		<u>74,236,895</u>
資本合計		<u>84,236,895</u>
負債資本合計		<u><u>2,446,372,378</u></u>

財政援助団体等監査結果報告書

(社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団)

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年8月24日から同年12月16日まで

3 監査の対象及び範囲

- (1) 横須賀市（以下「市」という。）が出資する社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団（以下「事業団」という。事業団の概要等については別紙に記載）に係る令和3年度における出納その他の事務（必要に応じて令和4年度分を含む。）
- (2) 事業団を所管する部局（民生局福祉こども部）の指導監督に係る事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 出納その他の事務が当該団体の設立目的等に沿い、関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 出納その他の事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 出納その他の事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

(1) 経営状況

ア 経営成績

事業団には社会福祉事業と公益事業の2つの事業区分がある。

社会福祉事業に係る拠点区分は法人本部、かがみ田苑等であり、社会福祉事業の内容は、障害福祉サービス事業、老人デイサービスセンター、老人福祉センター等の経営である。

公益事業に係る拠点区分はかがみ田苑、本町等であり、公益事業の内容は、障害者地域就労援助センター事業等である。

令和3年度における事業活動について、社会福祉事業におけるサービス活動収益計は5億2,141万円(注)であり、主なものは介護保険事業収益2億1,932万円、障害福祉サービス等事業収益1億8,808万円及び老人福祉事業収益1億696万円となっている。また、サービス活動費用計は6億4,865万円であり、主なものは人件費4億9,518万円となっている。以上の結果、サービス活動増減差額は1億2,724万円のマイナスで、これにサービス活動外収益及びサービス活動外費用を加減した結果、経常増減差額は1億2,343万円のマイナスとなっている。これに特別収益及び特別費用を加減した結果、当期活動増減差額は1億4,400万円のマイナスで、次期繰越活動増減差額は2億9,891万円のプラスとなっている。

公益事業におけるサービス活動収益計は8,780万円であり、内訳は障害福祉サービス等事業収益5,951万円及び介護保険事業収益2,828万円となっている。また、サービス活動費用計は8,298万円であり、主なものは人件費7,209万円となっている。以上の結果、サービス活動増減差額は482万円のプラスで、サービス活動外費用はないことから、これにサービス活動外収益を加算した結果、経常増減差額は482万円のプラスとなっている。これに特別収益及び特別費用を加減した結果、当期活動増減差額は345万円のマイナスで、次期繰越活動増減差額は6,784万円のプラスとなっている。

以上の結果、事業団全体では当期活動増減差額は1億4,745万円のマイナスで、次期繰越活動増減差額は3億6,675万円のプラスとなっている。

イ 財政状態

令和3年度末における資産の総額は5億3,096万円で、内訳は流動資産4億1,937万円及び固定資産1億1,159万円となっている。流動資産のうち主なものは、現金預金3億2,950万円及び事業未収金5,508万円となっている。固定資産のうち主なものは、退職給付引当資産4,665万円及び投資有価証券4,000万円となっている。

負債の総額は1億4,962万円で、内訳は流動負債1億296万円及び固定負債4,665万円となっている。流動負債のうち主なものは、事業未払金7,693万円となっている。固定負債は退職給付引当金4,665万円である。

純資産の総額は3億8,134万円であり、そのうち次期繰越活動増減差額は3億6,675万円となっている。

(注)文中で用いる金額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てている。

(2) 指摘事項

次に述べる事項について、適正な措置を講じられたい。

事業団に係る出納その他の事務（出資団体）

ア 専決規程によると、20万円を超える損害保険料に係る施行決定・契約は常務理事専決事項と規定されているが、契約予定価格20万円を超える自動車損害保険及び災害補償保険に係る契約執行伺書について、常務理事の決裁を受けていないものがあったので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

イ 情報公開規程によると、この規程の運用の状況については、事業団は、毎年4月30日までに、前年度分を取りまとめて市長に報告するものと規定されているが、報告していなかったもので、今後は、情報公開規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

ウ 経理規程によると、固定資産管理責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認し固定資産現在高報告書を作成することとされているが、決算書に誤りはなかったものの、拠点の固定資産管理責任者が作成する固定資産現在高報告書に未償却残高のある固定資産の減価償却額が計上されていないものや取得価格の記載に誤りのあるものがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(3) 意見

次に述べる事項について、検討されたい。

事業団に係る出納その他の事務（出資団体）

経理規程によると、固定資産現在高報告書は拠点の固定資産管理責任者が作成を行い、拠点の会計責任者が固定資産現在高報告書と固定

資産台帳を照合し、必要な修正を行うこととされている。これは内部統制を機能させるための措置と思料される。監査実施時点では、拠点の固定資産管理責任者と会計責任者について同一の職員が配置されている一方で、事業団本部において拠点とは別に固定資産現在高報告書と固定資産台帳の照合を行い、正しい固定資産現在高報告書が作成されていたので、事業団における実情を踏まえた経理規程の見直しなどを検討されたい。

(別紙)

1 事業団の概要

設立年月日	昭和61年10月1日
所在地	横須賀市本町二丁目1番地
設立目的	市と一体となって、社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与すること
代表者	理事長 竹内 英樹
役員数	理事長 1名 副理事長 1名 常務理事 1名 理事 3名 監事 2名 評議員 8名 常勤職員 33名 契約職員 39名 臨時職員 126名 嘱託職員 5名
事業内容	1 第2種社会福祉事業 (1)障害福祉サービス事業の経営 (2)相談支援事業の経営 (3)障害者地域活動支援センターの経営 (4)地域活動支援センター (5)老人デイサービスセンターの経営 (6)老人福祉センターの経営 2 公益事業 (1)障害者地域就労援助センター事業 (2)居宅介護支援事業 (3)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 (4)障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業) (5)指定市町村事務受託法人事業 (6)施設デイサービス事業の受託経営
市の出捐(出資)額	13,000,000円

2 事業団の主な業務状況（令和3年度）

区分	実績
横須賀市立福祉援護センター第1かがみ田苑 就労移行支援事業 就労継続支援B型事業	延利用者数 0人 3,061人
横須賀市立福祉援護センター第2かがみ田苑 生活介護事業 日中一時支援事業	延利用者数 8,005人 延利用件数 837件
かがみ田苑相談支援センター	延相談支援件数 2,923件
みなみ地域活動支援センター	延利用者数 1,035人
老人デイサービスセンター 横須賀市立本町老人デイサービスセンター 横須賀市立鴨居老人デイサービスセンター 横須賀市立栗田老人デイサービスセンター 横須賀市立北下浦老人デイサービスセンター	延利用者数 5,768人 5,802人 3,905人 4,732人
居宅介護支援事業 横須賀市本町介護相談センター 横須賀市鴨居介護相談センター	延件数 873件 798件
老人福祉センター 横須賀市立本町老人福祉センター 横須賀市立鴨居老人福祉センター 横須賀市立北下浦老人福祉センター	延利用者数 4,409人 5,266人 2,685人
指定市町村事務受託法人事業	延件数 4,011件

3 事業団の財務諸表（令和3年度）

資金収支内訳表

（自）令和3年4月1日（至）令和4年3月31日

（単位：円）

勘定科目		社会福祉事業	公益事業	内部取引消去	法人合計	
事業活動による収入	介護保険事業収入	[219,324,790]	[28,285,950]		[247,610,740]	
	老人福祉事業収入	[106,961,420]	[0]		[106,961,420]	
	就労支援事業収入	[4,768,670]	[0]		[4,768,670]	
	障害福祉サービス等事業収入	[188,087,711]	[59,519,818]		[247,607,529]	
	雇用奨励金等収入	[2,228,000]	[0]		[2,228,000]	
	経常経費寄附金収入	[45,000]	[0]		[45,000]	
	受取利息配当金収入	[1,700,200]	[0]		[1,700,200]	
	その他の収入	[4,542,307]	[4,750]		[4,547,057]	
	事業活動収入計(1)	527,656,098	87,810,518		615,466,616	
	事業活動による支出	人件費支出	[494,045,661]	[71,611,320]		[565,656,981]
事業費支出		[71,544,307]	[384,199]		[71,928,506]	
事務費支出		[87,955,975]	[10,402,192]		[98,358,167]	
就労支援事業支出		4,768,670	0		4,768,670	
その他の支出		[2,182,130]	[0]		[2,182,130]	
流動資産評価損等による資金減少額		[58,069]	[0]		[58,069]	
事業活動支出計(2)		640,554,812	82,397,711		722,952,523	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 112,898,714	5,412,807		△ 107,485,907		
施設整備等による収入	固定資産売却収入	[40,000]	[0]		[40,000]	
	施設整備等収入計(4)	40,000	0		40,000	
	施設整備等による支出	固定資産取得支出	[588,380]	[0]		[588,380]
		その他の施設整備等による支出	[15,000]	[15,000]		[30,000]
	施設整備等支出計(5)	603,380	15,000		618,380	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 563,380	△ 15,000		△ 578,380		
その他の活動による収入	投資有価証券売却収入	[70,000,000]	[0]		[70,000,000]	
	積立資産取崩収入	[4,251,880]	[0]		[4,251,880]	
	事業区分間繰入金収入	[8,387,000]	[23,143]	[△ 8,410,143]	[0]	
	その他の活動収入計(7)	82,638,880	23,143	△ 8,410,143	74,251,880	
その他の活動による支出	積立資産支出	[1,814,000]	[465,000]		[2,279,000]	
	事業区分間繰入金支出	[23,143]	[8,387,000]	[△ 8,410,143]	[0]	
	その他の活動による支出	[28,963,674]	[0]		[28,963,674]	
	その他の活動支出計(8)	30,800,817	8,852,000	△ 8,410,143	31,242,674	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	51,838,063	△ 8,828,857		43,009,206		
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	△ 61,824,031	△ 3,431,050		△ 65,255,081		
前期末支払資金残高(11)	324,711,813	73,663,955		398,375,768		
当期末支払資金残高(10)+(11)	263,087,782	70,232,905		333,320,687		

事業活動内訳表
(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月31日

(単位: 円)

勘定科目		社会福祉事業	公益事業	内部取引消去	法人合計
サービス収益	介護保険事業収益	[219,324,790]	[28,285,950]		[247,610,740]
	老人福祉事業収益	[108,981,420]	[0]		[108,981,420]
	就労支援事業収益	[4,768,870]	[0]		[4,768,870]
	障害福祉サービス等事業収益	[188,087,711]	[59,519,818]		[247,607,529]
	雇用奨励金等収益	[2,226,000]	[0]		[2,226,000]
	経常経費寄附金収益	[45,000]	[0]		[45,000]
サービス活動収益計(1)		521,413,591	87,805,768		609,219,359
活動増減の費用	人件費	[495,183,027]	[72,091,095]		[567,274,122]
	事業費	[71,544,307]	[384,199]		[71,928,506]
	事務費	[87,955,975]	[10,402,192]		[98,358,167]
	就労支援事業費用	4,768,870	0		4,768,870
	減価償却費	[9,498,333]	[106,838]		[9,605,171]
	国庫補助金等特別積立金取崩額	[△ 352,283]	[0]		[△ 352,283]
サービス活動費用計(2)		648,858,098	82,984,324		731,842,422
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		△ 127,242,507	4,821,444		△ 122,421,063
サービス利益	受取利息配当金収益	[1,450,200]	[0]		[1,450,200]
	その他のサービス活動外収益	[4,542,307]	[4,750]		[4,547,057]
サービス活動外収益計(4)		5,992,507	4,750		5,997,257
活動外費用	その他のサービス活動外費用	[2,182,130]	[0]		[2,182,130]
	サービス活動外費用計(5)	2,182,130	0		2,182,130
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		3,810,377	4,750		3,815,127
経常増減差額(7)=(3)+(6)		△ 123,432,130	4,826,194		△ 118,605,936
特別増減の費用	固定資産売却益	[40,000]	[0]		[40,000]
	事業区分間繰入金収益	[8,387,000]	[23,143]	[△ 8,410,143]	[0]
	事業区分間固定資産移管収益	[0]	[88,457]	[△ 88,457]	[0]
	その他の特別収益	[71,343]	[0]		[71,343]
	特別収益計(8)	8,498,343	109,600	△ 8,486,600	111,343
	固定資産売却損・処分損	[3]	[0]		[3]
事業区分間繰入金費用	[23,143]	[8,387,000]	[△ 8,410,143]	[0]	
事業区分間固定資産移管費用	[88,457]	[0]	[△ 88,457]	[0]	
その他の特別損失	[28,963,874]	[0]		[28,963,874]	
特別費用計(9)		29,073,277	8,387,000	△ 8,486,600	28,963,877
特別増減差額(10)=(8)-(9)		△ 20,574,934	△ 8,277,400		△ 28,852,334
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		△ 144,007,064	△ 3,451,208		△ 147,458,272
繰前期繰越活動増減差額(12)		437,922,713	71,292,587		509,215,300
越当期繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		293,915,649	67,841,381		361,757,030
基本金取崩額(14)		[0]	[0]		[0]
その他の積立金取崩額(15)		[5,000,000]	[0]		[5,000,000]
その他の積立金積立額(16)		[0]	[0]		[0]
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		298,915,649	67,841,381		366,757,030

貸借対照表内訳表

令和4年3月31日現在

(単位:円)

勘定科目	社会福祉事業	公益事業	内部取引消去	法人合計
流動資産	347,504,502	83,536,071	△ 11,667,000	419,373,573
現金預金	255,070,385	74,437,122		329,507,507
現金	553,529	40,704		594,233
普通預金	128,830,454	74,396,418		203,226,872
定期預金	125,886,402	0		125,886,402
事業未収金	52,347,396	2,735,060		55,082,456
未収金	77,787	0	△ 77,000	787
未収補助金	13,317,506	0		13,317,506
立替金	24,814,501	134,937	△ 5,490,000	19,459,438
前払金	1,876,927	128,952		2,005,879
事業区分間貸付金	0	6,100,000	△ 6,100,000	0
固定資産	102,930,502	8,662,556		111,593,058
基本財産	3,000,000	0		3,000,000
定期預金	3,000,000	0		3,000,000
その他の固定資産	99,930,502	8,662,556		108,593,058
車輛運搬具	4,002,384	1		4,002,385
器具及び備品	4,508,089	160,255		4,668,324
ソフトウェア	3,237,499	0		3,237,499
投資有価証券	40,000,000	0		40,000,000
退職給付引当資産	38,169,550	8,487,300		46,656,850
運転資金積立資産	10,000,000	0		10,000,000
差入保証金	15,000	15,000		30,000
資産の部合計	450,435,004	92,198,627	△ 11,667,000	530,966,631
流動負債	98,761,246	15,888,946	△ 11,667,000	102,964,192
事業未払金	72,888,320	8,541,472	△ 5,490,000	76,937,792
その他の未払金	0	3,049,602	△ 77,000	2,972,602
預り金	303,195	0		303,195
職員預り金	5,127,205	712,092		5,839,297
事業区分間借入金	6,100,000	0	△ 6,100,000	0
賞与引当金	14,344,526	2,566,780		16,911,306
固定負債	38,169,550	8,487,300		46,656,850
退職給付引当金	38,169,550	8,487,300		46,656,850
負債の部合計	136,930,796	24,357,246	△ 11,667,000	149,621,042
国庫補助金等特別積立金	4,588,559	0		4,588,559
国庫補助金等特別積立金	4,588,559	0		4,588,559
その他の積立金	10,000,000	0		10,000,000
運転資金積立金	10,000,000	0		10,000,000
次期繰越活動増減差額	298,915,649	67,841,381		366,757,030
(うち当期活動増減差額)	△ 144,007,064	△ 3,451,206		△ 147,458,270
純資産の部合計	313,504,208	67,841,381		381,345,589
負債及び純資産の部合計	450,435,004	92,198,627	△ 11,667,000	530,966,631

財政援助団体等監査結果報告書

(Maris&KMBP共同事業体)

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年8月24日から同年12月16日まで

3 監査の対象及び範囲

- (1) Maris&KMBP共同事業体（公益財団法人マリンスポーツ財団&有限会社協立マリン）が行った公の施設である横須賀市立深浦ボートパーク及び横須賀市立浦賀ボートパーク（以下「ボートパーク」という。ボートパークの概要等については別紙に記載）の管理に係る令和3年度における出納その他の事務（必要に応じて令和4年度分を含む。）
- (2) ボートパークを所管する部局（建設部港湾担当部）の指導監督に係る事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 出納その他の事務が当該団体との協定等に沿い、関係法令等により適正に行われているか。
- (2) 出納その他の事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 出納その他の事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

- (1) 公の施設に係る収支状況について
ボートパークの管理に関する業務の収支実績（令和3年度）は次の

とおりである。

収入合計は6,827万円（注）であり、その主なものは利用料金収入6,827万円となっている。支出合計は3,422万円であり、その主なものは人件費1,731万円及び経費703万円となっている。

なお、収支差額3,405万円のうち3,314万円を基本協定書に基づき、市に納付している。

（注）文中で用いる金額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てている。

（2）指摘事項

次に述べる事項について、適正な措置を講じられたい。

公の施設の管理に係る出納その他の事務（市及び指定管理者）

ア 基本協定書によると、指定管理者は会計期間終了後、施設の管理に係る事業報告書及びその他報告に必要な書類を添えて市に報告しなければならないとされている。令和3年度の事業報告書に添付された深浦ボートパーク係留配置図について、係船浮標の区画数が誤って記載されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

イ 基本協定書に基づいた個人情報の保護に関する達及び情報の公開に関する達によると、管理者は、毎年4月30日までに、これらの達の前年度の運用の状況について、市長に報告するものと規定されているが、報告していなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

(別紙)

1 ボートパーク及びその管理に係る概要

名称（所在地）	横須賀市立深浦ボートパーク（横須賀市浦郷町一丁目60番地8ほか及び船越町一丁目284番1地先） 横須賀市立浦賀ボートパーク（横須賀市東浦賀二丁目4番20号ほか）
設置目的	横須賀港の船舶の安全な航行及びプレジャーボートの適正な係留を確保するため。
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
協定に基づく管理業務範囲	1 係留施設及び駐車場の使用許可に関すること 2 係留施設及び駐車場の使用又は行為に係る料金の収入、免除及び還付に関すること 3 ボートパークの施設及び設備の維持管理に関すること 4 その他市と指定管理者が協議して別途定めた事項に関すること
主な運営財源	利用料金

2 Maris&KMBP共同事業体の概要

名称	Maris&KMBP共同事業体
設立年月日	令和元年7月23日
構成団体	代表団体 名称：公益財団法人マリンスポーツ財団 所在地：東京都中央区築地四丁目3番11号 AQUAビル6階 代表者：代表理事 笹川 善弘 構成団体 名称：有限会社協立マリン 所在地：横須賀市佐原三丁目21番28号 代表者：代表取締役 竹山 博

3 ボートパークの主な利用状況（令和3年度）

区 分		利用実績	使用料
使用隻数 （令和4年3月31日時点）	浮棧橋	173隻	60,212,732円
	係船浮標	10隻	
駐車場利用台数		20,932台	8,064,760円
使用料収入			68,277,492円

4 ポートパークの管理に関する業務の収支計算書（令和3年度）

（単位：円）

区 分	金 額
1 収入	68,278,143
利用料金収入	68,277,492
その他経費	651
2 支出	34,222,451
人件費	17,315,431
事業費	4,018,997
委託費	5,850,163
経費	7,037,860
収支差額	34,055,692
市納付金	33,147,571

財政援助団体等監査結果報告書

(公益財団法人横須賀市生涯学習財団)

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年8月24日から同年12月16日まで

3 監査の対象及び範囲

- (1) 横須賀市（以下「市」という。）が出資する公益財団法人横須賀市生涯学習財団（以下「財団」という。財団の概要等については別紙に記載）及び財団が行った公の施設である横須賀市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。生涯学習センターの概要等については別紙に記載）の管理に係る令和3年度における出納その他の事務（必要に応じて令和4年度分を含む。）
- (2) 財団及び生涯学習センターを所管する部局（教育委員会事務局）の指導監督に係る事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 出納その他の事務が当該団体の設立目的等及び当該団体との協定等に沿い、関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 出納その他の事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 出納その他の事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

- (1) 経営状況

ア 経営成績

財団の会計は、公益目的事業会計、収益目的事業会計及び法人会計の3つの会計区分で構成される。

公益目的事業会計は、「文化活動及び生涯学習活動の支援」、「文化活動及び生涯学習活動の普及」及び「文化及び生涯学習に関する活動拠点施設の管理運営」に係る会計であり、収益目的事業会計は、「文化及び生涯学習に関する活動拠点施設の利用促進に資する事業」及び「その他公益目的事業の推進に資する事業」に係る会計であり、法人会計は、「公益・収益目的事業会計に区分できない管理業務に関する管理費やその他法人全般に係る事項を経理する会計」となっている。

令和3年度における公益目的事業会計について、経常収益の合計は8,486万円(注)であり、主なものは指定管理料収益5,095万円、受託事業収益1,485万円及び市民大学事業収益1,326万円となっている。また、経常費用の合計は9,036万円であり、主なものは臨時雇賃金2,864万円及び給料手当2,379万円となっている。以上の結果、当期経常増減額は549万円のマイナスとなっている。また、経常外収益及び経常外費用はなく、当期経常増減額に他会計振替額549万円を加算した結果、当期一般正味財産増減額は0円となっている。

収益目的事業会計について、経常収益の合計は1,846万円であり、主なものは指定管理料収益1,158万円及び貸館利用料収益604万円となっている。また、経常費用の合計は1,611万円であり、主なものは臨時雇賃金692万円及び給料手当385万円となっている。以上の結果、当期経常増減額は235万円のプラスとなっている。また、経常外収益及び経常外費用はなく、当期経常増減額から他会計振替額235万円を減算した結果、当期一般正味財産増減額は0円となっている。

法人会計について、経常収益の合計は1,380万円であり、主なものは指定管理料収益517万円及び基本財産受取利息371万円となっている。経常費用の合計は1,391万円であり、主なものは租税公課726万円となっている。以上の結果、当期経常増減額は10万円のマイナスとなっている。また、経常外収益及び経常外費用はなく、当期経常増減額に他会計振替額マイナス313万円を加算した結果、当期一般正味財産増減額は324万円のマイナスとなっている。

以上の結果、財団全体では当期一般正味財産増減額は324万円の

マイナスであり、当期指定正味財産増減額は0円となっている。

イ 財政状態

令和3年度末における資産の総額は5億2,511万円となっている。内訳は流動資産1,590万円及び固定資産5億921万円となっている。流動資産の主なものは、現金預金933万円及び未収金565万円であり、固定資産の内訳は、基本財産4億2,654万円及び特定資産8,266万円となっている。基本財産の主なものは、投資有価証券4億2,637万円であり、特定資産は、運用財産積立資産5,500万円及び退職給付引当資産2,766万円となっている。

負債の総額は3,983万円で、内訳は流動負債1,216万円及び固定負債2,766万円となっている。流動負債の主なものは、未払金438万円であり、固定負債は退職給付引当金2,766万円となっている。

正味財産の総額は4億8,528万円であり、内訳は指定正味財産4億2,654万円及び一般正味財産5,873万円となっている。

(注)文中で用いる金額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てている。

(2) 指摘事項

次に述べる事項について、適正な措置を講じられたい。

ア 財団に係る出納その他の事務（出資団体）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律によると、評議員、理事及び監事の変更は2週間以内に登記をしなければならないと規定されているが、評議員及び理事の変更について2週間以内に登記がされていないものがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

イ 財団及び公の施設の管理に係る出納その他の事務（出資団体・指定管理者）

ウェルシティ駐車サービス券（免除分500円券）の管理において、受払簿の記載漏れにより保有枚数と受払簿の残数が一致しないものがあったので、今後は適正な管理に改められたい。

ウ 公の施設の管理に係る出納その他の事務（市及び指定管理者）

基本協定書によると、市は年度協定書物品等一覧に示す物品等は無償で財団に貸与することとし、財団は物品等について常に良好な

状態で管理しなければならないとされている。市教育委員会生涯学習課において、次の備品が不用となったため、令和2年度に市会計課物品出納員に返納していたが、当該備品が令和3年度及び令和4年度の年度協定書物品等一覧に登録されたままとなっていたので、適正な事務処理に改められたい。

品名	設置場所	金額	取得年月日
防水防塵用時計	5階調理講習室	20,000円	2001年1月4日

(3) 意見

次に述べる事項について、検討されたい。

財団に係る出納その他の事務（出資団体）

会計処理規程によると、内部監査用チェックシートにより内部監査を年2回実施し、その結果を理事長に報告しなければならないとされており、令和3年度についても年2回実施され理事長に報告されていた。

一方、内部監査用チェックシートのチェック項目を見ると、基本的事項から会計事項まで財団の業務を網羅する内容となっていたが、例えば、項目名「定款」に対し、チェック欄「適切」とあるように、記載した文言からチェック内容とその方法が識別しにくい項目も見受けられた。

定款が備わっているかどうかを確認しているのであれば、例えば、項目名「定款が備わっているか」に対し、チェック欄「備わっている」のように質問と回答が対になるようにし、併せてあらかじめ特記事項欄に確認するために必要なものを記載しておくなどの方が、チェック方法が明瞭で望ましいと考えられる。

現状の内部監査用チェックシートでは、チェック方法が恣意的になり、内部監査の形骸化を招く恐れがあるため、これを抑止できるより明瞭かつ実効性の高い内部監査用チェックシートに改めるよう検討されたい。

(別紙)

1 財団の概要

設立年月日	昭和59年3月21日 横須賀市民文化財団設立 平成12年10月1日 財団法人横須賀市生涯学習財団へ改組 平成24年4月1日 公益財団法人横須賀市生涯学習財団へ移行
所在地	横須賀市西逸見町一丁目38番地11
設立目的	市民の文化活動及び生涯学習活動の振興を図ることにより、市民一人ひとりの自己実現を支援し、もって市民生活の向上と新しい横須賀文化の創造に寄与すること
代表者	理事長 下里 矩生
役職員数	理事長 1名 副理事長 1名 常務理事 1名 理事 2名 監事 2名 評議員 8名 正規職員 5名 契約職員 9名 パート職員 17名
事業内容	1 公益目的事業 (1)文化及び生涯学習に関する振興及び普及 (2)文化及び生涯学習に関する活動の支援 (3)文化及び生涯学習に関する機会の提供 (4)文化及び生涯学習の振興のための助成 (5)文化及び生涯学習に関する情報の収集及び提供 (6)文化及び生涯学習に関する活動拠点施設の管理及び運営 (7)その他財団の公益目的を達成するために必要な事業 2 収益目的事業 (1)文化及び生涯学習に関する活動拠点施設の利用促進に資する事業 (2)その他公益目的事業の推進に資する事業
市の出資額	400,000,000円

2 財団の主な業務状況 (令和3年度)

(1) 受託文化事業

区 分	入場者数 (人)
市民文化祭 (行事数 22)	4,828
市民音楽のつどい	211
カジュアルコンサート	534

(2) 市民大学事業

区 分	実 績
講座数	66 講座
定員	4,689 人
応募者数	4,003 人
受講者数	3,080 人

(3) 施設利用状況

ア 有料施設

区 分	利用率 (%)
大学習室	69.0
市民ホール	65.3
第1学習室A	56.1
第1学習室B	58.1
第2学習室	48.4
第3学習室	58.8
音楽室	96.8
調理講習室	7.4
美術工芸室	46.5
和室	44.8
ミーティングルーム	61.3
パソコン研修室	86.5
合計 (利用件数 3,286 件、利用者数 50,003 人)	58.3

利用率 = 利用日数 ÷ 開館日数

イ 無料施設

区 分	利用者数 (人)
図書室	21,721
情報コーナー検索用パソコン	271

(4) その他の事業

区 分	実 績
文化生涯学習事業助成 (金額)	170,000 円
文化生涯学習事業協賛 (件数)	4 件
Yokosuka まなび情報利用状況 (紹介件数)	333 件
Yokosuka まなび情報瓦版 (年間発行部数)	5,370 部
まなびかんニュース・毎月発行 (年間発行部数)	128,500 部
まなびかんホームページアクセス件数	38,830 件
学習相談事業 (講座・イベントなどの相談件数)	7,120 件
A B C プラン (受講者数)	147 人
まなびかんまつり (参加者数)	352 人
子ども対象講座 (3 講座) (受講者数)	29 人
シニア対象講座 (5 講座) (受講者数)	80 人
一般対象講座 (5 講座) (受講者数)	204 人
市等共催事業 (8 講座) (受講者数)	414 人

3 生涯学習センター及びその管理に係る概要

名称（所在地）	横須賀市生涯学習センター （横須賀市西逸見町一丁目38番地11）
指定期間	第4期 平成30年4月1日から令和4年3月31日まで 第5期 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
協定に基づく管理 業務範囲	1 管理施設の使用許可に関すること 2 管理施設の施設及び設備の維持管理及び管理 施設の運営に関すること 3 横須賀市市民大学事業に関すること 4 学習情報提供・学習相談事業に関すること 5 学習成果地域活用事業に関すること 6 その他市と財団が協議して別途定めた事項に 関すること
主な運営財源	指定管理料収入、利用料金収入

4 財団の財務諸表（令和3年度）

正味財産増減計算書内訳表

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：円)

科 目	合 計	公益目的事業会計	収益目的事業会計	法人会計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	6,231,690	1,701,252	816,352	3,714,086
特定資産運用益				
特定資産受取利息	434,855	0	0	434,855
事業収益				
受託事業収益	16,422,973	14,851,534	0	1,571,439
入場料収益	662,000	662,000	0	0
指定管理料収益	67,716,110	50,952,250	11,589,750	5,174,110
貸館利用料収益	9,095,080	3,053,630	6,041,450	0
市民大学事業収益	13,268,800	13,268,800	0	0
情報・広告料収益	14,910	14,910	0	0
普及事業収益	365,600	365,600	0	0
広報事業収益	20,378	0	20,378	0
受取補助金等				
受取国庫助成金	0	0	0	0
受取寄付金				
受取寄付金	0	0	0	0
雑収益				
雑収益	2,906,713	0	0	2,906,713
経常収益計	117,139,109	84,869,976	18,467,930	13,801,203
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	27,653,118	23,795,898	3,857,220	-
臨時雇賃金	35,570,438	28,642,923	6,927,515	-
賞与引当金繰入額	3,576,989	3,162,655	414,334	-
退職給付費用	1,353,271	1,173,079	180,192	-
福利厚生費	8,488,011	7,357,768	1,130,243	-
会議費	13,257	13,257	0	-
旅費交通費	54,482	51,470	3,012	-
通信運搬費	2,406,647	2,155,502	251,145	-
消耗品費	2,013,061	1,473,908	539,153	-
修繕費	13,200	4,435	8,765	-
印刷製本費	2,799,551	2,799,551	0	-
燃料費	18,543	6,230	12,313	-
光熱水料費	1,984,729	666,869	1,317,860	-
賃借料	8,223,895	6,925,889	1,298,006	-
食事料	0	0	0	-
保険料	247,323	112,929	134,394	-
諸謝金	8,501,610	8,501,610	0	-
賞賜金	378,430	378,430	0	-
手数料	17,600	0	17,600	-
支払助成金	256,760	256,760	0	-
委託費	2,900,059	2,881,105	18,954	-

科 目	合計	公益目的事業会計	収益目的事業会計	法人会計
管理費				
役員報酬	260,000	-	-	260,000
給料手当	2,334,989	-	-	2,334,989
臨時雇賃金	1,197,837	-	-	1,197,837
賞与引当金繰入額	262,438	-	-	262,438
退職給付費用	117,678	-	-	117,678
福利厚生費	932,244	-	-	932,244
会議費	2,073	-	-	2,073
旅費交通費	37,919	-	-	37,919
通信運搬費	17,345	-	-	17,345
消耗品費	34,673	-	-	34,673
賃借料	449,814	-	-	449,814
保険料	38,870	-	-	38,870
諸謝金	528,000	-	-	528,000
租税公課	7,269,500	-	-	7,269,500
雑費	426,760	-	-	426,760
経常費用計	120,381,114	90,360,268	16,110,706	13,910,140
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,242,005	△ 5,490,292	2,357,224	△ 108,937
基本財産評価損益等	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 3,242,005	△ 5,490,292	2,357,224	△ 108,937
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	0	5,490,292	△ 2,357,224	△ 3,133,068
当期一般正味財産増減額	△ 3,242,005	0	0	△ 3,242,005
一般正味財産期首残高	61,977,895	0	0	61,977,895
一般正味財産期末残高	58,735,890	0	0	58,735,890
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	426,544,280	116,446,588	55,877,301	254,220,391
指定正味財産期末残高	426,544,280	116,446,588	55,877,301	254,220,391
III 正味財産期末残高	485,280,170	116,446,588	55,877,301	312,956,281

貸借対照表内訳表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益目的事業会計	法人会計	合 計
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	4,420,465	945,067	3,971,129	9,336,661
未収金	4,288,764	918,788	451,448	5,659,000
未収収益	107,201	51,441	234,033	392,675
前払金	175,180	55,320	15,750	246,250
前払費用	16,611	2,373	4,745	23,729
立替金	171,291	24,470	48,941	244,702
流動資産合計	9,179,512	1,997,459	4,726,046	15,903,017
2. 固定資産				
(1)基本財産				
基本財産積立資産（基）	116,446,588	55,877,301	254,220,391	426,544,280
基本財産合計	116,446,588	55,877,301	254,220,391	426,544,280
(2)特定資産				
運用財産積立資産（特）	0	0	55,000,000	55,000,000
退職給付引当資産	21,858,944	5,533,910	276,695	27,669,549
特定資産合計	21,858,944	5,533,910	55,276,695	82,669,549
(3)その他固定資産				
その他固定資産合計	0	0	0	0
固定資産合計	138,305,532	61,411,211	309,497,086	509,213,829
資産合計	147,485,044	63,408,670	314,223,132	525,116,846
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	2,279,426	1,488,326	621,958	4,389,710
前受金	0	0	0	0
預り金	3,737,431	94,799	105,760	3,937,990
賞与引当金	3,162,655	414,334	262,438	3,839,427
流動負債合計	9,179,512	1,997,459	990,156	12,167,127
2. 固定負債				
退職給付引当金	21,858,944	5,533,910	276,695	27,669,549
固定負債合計	21,858,944	5,533,910	276,695	27,669,549
負債合計	31,038,456	7,531,369	1,266,851	39,836,676
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
地方公共団体助成金	95,550,000	45,850,000	208,600,000	350,000,000
民間助成金	20,896,588	10,027,301	45,620,391	76,544,280
指定正味財産合計	116,446,588	55,877,301	254,220,391	426,544,280
（うち基本財産への充当額）	116,446,588	55,877,301	254,220,391	426,544,280
2. 一般正味財産				
一般正味財産合計	0	0	58,735,890	58,735,890
（うち基本財産への充当額）	0	0	0	0
（うち特定資産への充当額）	0	0	55,000,000	55,000,000
正味財産合計	116,446,588	55,877,301	312,956,281	485,280,170
負債及び正味財産合計	147,485,044	63,408,670	314,223,132	525,116,846